

移動等円滑化取組報告書
【軌道停留場】

令和2年6月

伊予鉄道株式会社

移動等円滑化取組報告書（軌道停留場）

（2019年度）

住 所 愛媛県松山市湊町4丁目4番地1

事業者名 伊予鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 清水 一郎

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 軌道停留場を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる軌道停留場	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
対象なし		

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
対象なし		

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
対象なし		

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
対象なし		

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

メール・電話等でお客様から寄せられた意見・要望等を社内で共有し、適宜対応している。

(3) その他

II 軌道停留場の移動等円滑化の達成状況(軌道停留場ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

軌道停留場の名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	有停留場、無人停留場の別	公共交通等円滑化令の適用の有無	段差への対応	乗降場の数	段差が解消されている乗降場の数	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他の降機設置	傾斜路の数	踏切の数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	備品の設置の有無	障害者の対応の有無	障害型改札口の設置の有無	障害型改札機の設置の有無	障害型改札機の設置の有無	車いす利用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数	転落防止のための設備の有無
南極端	*** 城南、花園 線	愛媛県 松山市	688 人	○			3	1	基	基	基	1 (1) 箇所					-	-	-	1		
市役所前	*** 城南 線	愛媛県 松山市	791 人	○			2		基	基	基	2 箇所					-	-	-			
県庁前	*** 城南 線	愛媛県 松山市	893 人	○			2		基	基	基	箇所					-	-	-			
大街道	*** 城南 線	愛媛県 松山市	5,189 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○				-	-	-	2	○	
勝山町	*** 城南 線	愛媛県 松山市	1,638 人	○			2		基	基	基	箇所					-	-	-			
警察署前	*** 城南 線	愛媛県 松山市	1,026 人	○			2		基	基	基	箇所					-	-	-			
上一万	*** 城南 線	愛媛県 松山市	1,517 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○				-	-	-	2	○	
南町	*** 城南 線	愛媛県 松山市	1,106 人	○			2		基	基	基	2 箇所	○				-	-	-		○	
道後公園	*** 城南 線	愛媛県 松山市	715 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○				-	-	-	2	○	
道後温泉	*** 城南 線	愛媛県 松山市	3,079 人			○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○			○	-	-	-	2	○	
西堀端・本町一丁目	*** 大手町、本町 線	愛媛県 松山市	532 人	○			4	1	基	基	基	2 (1) 箇所					-	-	-	1		
大手町駅前	*** 大手町 線	愛媛県 松山市	555 人	○			2		基	基	基	箇所					-	-	-			
JR松山駅前	*** 大手町 線	愛媛県 松山市	3,961 人	○			2		基	基	基	1 箇所					-	-	-			
宮田町	*** 大手町 線	愛媛県 松山市	912 人	○			2		基	基	基	2 箇所					-	-	-			
松山市駅	*** 花園 線	愛媛県 松山市	8,012 人	○		○	2	2	基	基	基	2 (2) 箇所	○				-	-	-	2	○	
本町三丁目	*** 本町 線	愛媛県 松山市	76 人	○			2		基	基	基	箇所					-	-	-			
本町四丁目	*** 本町 線	愛媛県 松山市	72 人	○			2		基	基	基	箇所					-	-	-			
本町五丁目	*** 本町 線	愛媛県 松山市	76 人	○			2		基	基	基	箇所					-	-	-			
本町六丁目	*** 本町 線	愛媛県 松山市	981 人	○			1		基	基	基	箇所					-	-	-			
(合計)	19 ***			18 ***	0 ***	5 ***	40	12	0 0 0 基	0 0 0 基	0 ***	11 7 20 (12) 箇所	6 ***	0 ***	1 ***	0 ***	0 ***	0 ***	6 ***	6 ***		

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の軌道停留場を設置又は管理している。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の軌道停留場を設置又は管理していて、かつ以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	

注1. 複数の路線が乗り入れる停留場は1停留場として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。

2. 有人停留場、無人停留場の別の欄には、当該停留場が無人停留場である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該停留場が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第22条にて準用する第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. 乗降場の数の欄には、当該停留場に設置されている乗降場の総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されている乗降場の数の欄には、停留場の出入口とそれぞれの乗降場と間の経路の段差が解消されている乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーターの設置基数の欄には、当該停留場に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該停留場に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該停留場に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該停留場に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該停留場に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能な乗降場の数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合している乗降場の数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第22条において準用する公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。